

議案第9号～第42号

平成31年2月19日

平成31年2月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 9 号	鈴鹿市地域づくり協議会条例の制定について……………	1
議案第 10 号	鈴鹿市男女共同参画センター条例の一部改正について……………	5
議案第 11 号	鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について……………	7
議案第 12 号	鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	9
議案第 13 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	11
議案第 14 号	鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について……………	14
議案第 15 号	鈴鹿市立公民館条例の一部改正について……………	16
議案第 16 号	鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部改正について……………	18
議案第 17 号	佐佐木信綱記念館条例の一部改正について……………	20
議案第 18 号	鈴鹿市考古博物館条例の一部改正について……………	22
議案第 19 号	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	24
議案第 20 号	鈴鹿市民会館条例の一部改正について……………	36
議案第 21 号	鈴鹿市文化会館条例の一部改正について……………	43
議案第 22 号	鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について……………	51
議案第 23 号	鈴鹿市共同作業場条例の一部改正について……………	53
議案第 24 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	55
議案第 25 号	鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……………	57
議案第 26 号	鈴鹿市廃棄物処理施設条例の一部改正について……………	59
議案第 27 号	鈴鹿市斎苑条例の一部改正について……………	61
議案第 28 号	鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	63
議案第 29 号	鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	65
議案第 30 号	鈴鹿市労働福祉会館条例の一部改正について……………	67

議案第 31 号	鈴鹿市伝統産業会館条例の一部改正について	70
議案第 32 号	鈴鹿市道路占用料徴収条例の一部改正について	72
議案第 33 号	鈴鹿市河川占用料徴収条例の一部改正について	74
議案第 34 号	鈴鹿市都市公園条例の一部改正について	76
議案第 35 号	鈴鹿市自転車駐車場管理条例の一部改正について	78
議案第 36 号	鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について	80
議案第 37 号	鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について	82
議案第 38 号	鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について	84
議案第 39 号	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	86
議案第 40 号	工事請負契約の締結について	88
議案第 41 号	市道の認定について	89
議案第 42 号	市道の廃止について	92

鈴鹿市地域づくり協議会条例の制定について
鈴鹿市地域づくり協議会条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市地域づくり協議会条例
(別 紙)

提案理由

地域づくり協議会の定着及び活性化を図り、住みよい地域社会を実現するため、鈴鹿市地域づくり協議会条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市地域づくり協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地域づくり協議会（地域づくりの組織（鈴鹿市まちづくり基本条例（平成24年鈴鹿市条例第18号）第14条第1項の地域づくりの組織をいう。以下同じ。）であって第6条第1項本文の規定による認定を受けたものをいう。以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることにより、協議会の活動の定着及び活性化を図り、もって住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、市と協働して地域づくり（地域におけるまちづくり（鈴鹿市まちづくり基本条例第2条第4号のまちづくりをいう。）をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 協議会は、地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むものとする。

3 協議会は、地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、協議会相互に情報交換及び連絡調整を図るよう努めるものとする。

(連携)

第3条 協議会と市は、地域づくりを推進するため、相互に連携を図るものとする。

(協議会の区域)

第4条 協議会の区域は、規則で定める。

(協議会の要件)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) その区域に居住する者及びその区域で活動するものを構成員とすること。

(2) 目的、名称、事務所の所在地、役員、総会の方法その他規則で定める事項を規定した規約を定め、当該規約に従い運営されていること。

(3) その区域の自治会が推薦した者が、その運営に参画していること。

(4) 民主的で透明性のある運営ができること。

(認定等)

第6条 市長は、前条の要件に該当する地域づくりの組織を協議会として認定することができる。ただし、その区域に既に協議会があるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

3 協議会は、その目的、名称、事務所の所在地その他規則で定める事項（次項において「協議事項」という。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議するものとする。

4 協議会は、協議事項、代表者その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

5 市長は、協議会が前条の要件に該当しなくなった場合その他規則で定める場合において、協議会と協議の上、やむを得ないと認めるときは、第1項本文の規定による認定を取り消すことができる。

(協議会の事業)

第7条 協議会は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 健康づくり及び地域福祉の増進に関する事業
- (2) 安全かつ安心な生活環境づくりに関する事業
- (3) 子どもの健全育成に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域づくりに寄与する事業

(活動の制限)

第8条 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(地域計画)

第9条 協議会は、第7条の事業を行うため、地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた地域計画を策定するものとする。

(市の支援)

第10条 市は、地域づくりを推進するため、協議会に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市は、協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第10号

鈴鹿市男女共同参画センター条例の一部改正について
鈴鹿市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市男女共同参画センターの使用料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

鈴鹿市男女共同参画センター条例（平成14年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,330」を「1,360」に、「1,800」を「1,830」に、「1,540」を「1,570」に、「360」を「370」に、「460」を「470」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

超過勤務命令を行うことができる上限を定めるための所要の規定整備等を行うについて，地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により，この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第3条を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第12号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

鈴鹿市職員給与条例の一部改正に伴い、特定職員の給与の減額措置に係る読替えの規定を削るについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

(別 紙)

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項から第7項までを削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、特例許可を受けた建築物等の用途地域における増築等の許可の申請に対する審査に係る手数料の新設等を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2の項、5の項及び9の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の17の項中「ただし書（」の次に「同条第16項各号のいずれかに該当する場合を除き、」を加え、同表中52の項を56の項とし、51の項を55の項とし、同表の50の項中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を、「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、「を段階的に改修する」を「について段階的に増築等を含む工事を行う」に改め、同項を同表の51の項とし、同項の次に次の3項を加える。

52	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	一の既存建築物について段階的に用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
53	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料		1件につき	120,000円
54	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許		1件につき	160,000円

別興行場等として使用する 場合の制限の緩和に係る許可の申請 に対する審査	可申請手数料			
--	--------	--	--	--

別表第5の49の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、「を段階的に改修する」を「について段階的に増築等を含む工事を行う」に改め、同項を同表の50の項とし、同表中48の項を49の項とし、22の項から47の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の21の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項を同表の22の項とし、同表中20の項を削り、19の項を21の項とし、18の項を20の項とし、17の項の次に次の2項を加える。

18	建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の増築等の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物等の用途地域における増築等許可申請手数料		1件につき	120,000円
19	建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の建築等の許可の申請に対する審査	日常生活に必要な建築物等の用途地域における建築等許可申請手数料		1件につき	140,000円

別表第5備考1中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に定める日から施行する。

鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立幼稚園を廃園するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

(別 紙)

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立幼稚園条例（昭和 3 2 年鈴鹿市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鈴鹿市立一ノ宮幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

鈴鹿市立公民館条例の一部改正について

鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市立公民館の使用料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に，「100円」を「110円」に，「210円」を「220円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け，かつ，使用料を納付した者の使用料については，なお従前の例による。

鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部改正について

鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市ふれあいセンターの使用料を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

鈴鹿市ふれあいセンター条例（平成6年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「支持」を「支持し，」に改める。

別表中「100円」を「110円」に，「210円」を「220円」に，「320円」を「330円」に，「2,470円」を「2,510円」に，「3,490円」を「3,560円」に，「4,110円」を「4,190円」に，「9,260円」を「9,430円」に，「3,080円」を「3,140円」に，「4,940円」を「5,030円」に，「6,170円」を「6,290円」に，「12,340円」を「12,570円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け，かつ，使用料を納付した者の使用料については，なお従前の例による。

佐佐木信綱記念館条例の一部改正について

佐佐木信綱記念館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

佐佐木信綱記念館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、佐佐木信綱記念館の使用料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

佐佐木信綱記念館条例の一部を改正する条例

佐佐木信綱記念館条例（昭和61年鈴鹿市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「430円」を「440円」に、「540円」を「550円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

鈴鹿市考古博物館条例の一部改正について

鈴鹿市考古博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市考古博物館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市考古博物館の使用料を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市考古博物館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市考古博物館条例（平成10年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号及び第2項第4号中「きたす」を「来す」に改め、同条第3項中「責めは」を「責めを」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

使用料

区分 施設	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午前9時から午 後4時30分まで
講堂	2,300円	2,510円	4,190円
会議室	410円	410円	730円

備考 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の20パーセントを加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

議案第19号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市運動施設の使用料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年鈴鹿市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

市立体育館使用料

				時間区分	①	②	③	④
使用区分					午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業と して行う ものを除 く。以下 同じ。）	学校（学校教 育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条 に定める学校 をいう。以下 同じ。）	正	1,320円	2,640円	3,960円	7,260円
				副	660円	1,320円	1,980円	3,630円
		用する場合	学校以外	正	3,300円	4,950円	6,600円	13,200円
				副	1,650円	2,420円	3,300円	6,600円
	スポーツ以外の目的で 使用する場合		正	18,700円	27,500円	37,400円	74,800円	
			副	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円	
	入場料等を徴収する場合	スポーツ のため使 用する場合	学校	正	3,300円	4,620円	6,600円	13,200円
				副	1,650円	2,200円	3,300円	6,600円
学校以外			正	8,250円	12,100円	14,300円	27,500円	

収める場合	合		副	3,960円	6,050円	8,250円	13,200円
	スポーツ以外の目的で使用する場合（興業を直接の目的とする場合を除く。）		正	46,200円	70,400円	93,500円	176,000円
			副	23,100円	35,200円	46,200円	88,000円
	興業を直接の目的とする場合		正	77,000円	110,000円	154,000円	286,000円
			副	38,500円	55,000円	77,000円	143,000円
	一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下		110円	110円	110円	
		高校生及び一般		220円	220円	220円	
トレーニング室	小学生（5年生以上）及び中学生			110円	110円	110円	
	高校生及び一般			220円	220円	220円	
	会員（高校生及び一般に限る。）			12回			2,200円
会議室	大会議室			880円	1,100円	1,650円	2,200円
	小会議室			330円	440円	550円	1,320円

備考

- この表において「正」とは正体育館をいい、「副」とは副体育館をいう。
- 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（

その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

6 使用の準備又は原状回復のために競技場を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

7 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合(一般公開日における個人の使用の場合を除く。)の使用料は、電灯を使用した時間に正体育館にあつては880円を、副体育館にあつては220円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間はこれを1時間とみなして、第3会議室及び第4会議室を同時に使用したときはこれを1室とみなしてそれぞれ計算するものとする。

	冷房	暖房
正体育館	9,430円	9,430円
会議室	440円	220円

9 トレーニング室の会員に係る使用券の有効期間は、発行の日から3月以内とする。

別表第2中「430円」を「440円」に、「860円」を「880円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第3から別表第5までを次のように改める。

別表第3(第6条関係)

武道館使用料

時間区分	①	②	③	④
	午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後	午前9時から午後

使用区分					まで	5時まで	9時まで	9時まで
武道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのため使用する場合	学校	第1道場	990円	1,320円	2,420円	4,620円
				第2道場	990円	1,320円	2,420円	4,620円
				第3道場	490円	660円	1,210円	2,310円
				第4道場	990円	1,320円	2,420円	4,620円
				第5道場	490円	660円	820円	1,920円
			学校以外	第1道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円
				第2道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円
				第3道場	990円	1,320円	1,650円	3,850円
				第4道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円
				第5道場	990円	1,320円	1,320円	3,520円
	スポーツ以外の目的で使用する場合	第1道場	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円		
		第2道場	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円		
		第3道場	4,400円	6,600円	9,350円	18,700円		
		第4道場	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円		
	入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	第1道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円
				第2道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円
第3道場				990円	1,320円	1,650円	3,850円	
第4道場				1,980円	2,640円	3,300円	7,700円	
第5道場				990円	1,320円	1,320円	3,520円	
学校以外			第1道場	4,400円	6,600円	8,800円	19,800円	
			第2道場	4,400円	6,600円	8,800円	19,800円	
			第3道場	2,200円	3,300円	4,400円	9,900円	
			第4道場	4,400円	6,600円	8,800円	19,800円	
			第5道場	2,200円	3,300円	3,520円	9,020円	
スポーツ以外の目的で使用する場合		第1道場	28,600円	37,400円	49,500円	110,000円		
		第2道場	28,600円	37,400円	49,500円	110,000円		
		第3道場	14,300円	18,700円	24,750円	55,000円		
		第4道場	28,600円	37,400円	49,500円	110,000円		

	一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下	110円	110円	110円	
		高校生及び一般	220円	220円	220円	
会議室	研修室		550円	660円	770円	1,980円
	会議室		330円	440円	550円	1,980円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 2 武道館の一部を使用する場合において、その使用面積が武道館の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 5 使用の準備又は原状回復のために武道館を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 6 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に第1道場、第2道場及び第4道場にあつては440円を、第3道場にあつては220円を、第5道場にあつては110円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

7 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に研修室にあつては220円を、会議室にあつては160円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

別表第4（第6条関係）

市立体育館、市立テニスコート及び武道館設備器具使用料

時間区分		①	②	③
		午前9時から正午まで (1回ごと)	午後1時から午後5時まで (1回ごと)	午後6時から午後9時まで (1回ごと)
使用区分及び設備器具の名称				
入場料等を徴収しない場合	移動ステージ	1脚につき		220円
	移動式黒板	1脚につき		50円
	電光掲示板	1台につき		330円
	放送装置	1式につき		880円
	演台	1台につき		110円
	テニス用器具（体育館競技場に限る。）	1組につき		220円
	バスケットボール用器具	1組につき		220円
	バレーボール用器具	1組につき		220円
	ハンドボール用器具	1組につき		220円
	バドミントン用器具	1組につき		220円
	卓球用器具	1台につき		220円
	武道審判用器具	1種目1式につき		220円
	相撲用器具	1式につき		220円
入場料等を徴収する場	移動ステージ	1脚につき		330円
	移動式黒板	1脚につき		110円
	電光掲示板	1台につき		660円
	放送装置	1式につき		1,650円
	演台	1台につき		220円

合	テニス用器具（体育館競技場に限る。）	1組につき	440円
	バスケットボール用器具	1組につき	440円
	バレーボール用器具	1組につき	440円
	ハンドボール用器具	1組につき	440円
	バドミントン用器具	1組につき	440円
	卓球用器具	1台につき	440円
	武道審判用器具	1種目1式につき	440円
	相撲用器具	1式につき	440円
机		1脚につき	30円
補助椅子		1脚につき	30円
電源コンセント		1口につき	110円
フローシート		1枚につき	50円
綱引き用綱		1綱につき	1,100円
ボール類	バレーボール，バスケットボール 及びミニサッカーボール	1個につき	60円
	テニスボール	1個につき	30円
	卓球	1個につき	20円
ラケット類	テニス	1本につき	50円
	バドミントン	1本につき	50円
	卓球	1個につき	30円
武道用具及 び器具類	太鼓	1張につき	50円
	居合刀（大刀）	1振につき	220円
	居合刀（小刀及び少年用）	1振につき	110円
	木刀（大）及び竹刀	1振につき	50円
	木刀（小）	1振につき	30円
	なぎなた	1振につき	110円
	剣道形用紋付上衣	1枚につき	1,100円
	剣道形用紋付袴 <small>はかま</small>	1腰につき	1,100円
	和弓	1式につき	220円

	的前幕	1回1張につき	550円
シャワー室		1室1回につき	100円

備考

- 1 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

別表第5（第6条関係）

石垣池公園陸上競技場、市民プール及び野球場使用料

時間区分				①	②	③
使用区分				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
陸上 競技 場	入場料等を 徴収しない 場合	スポーツのため 使用する場合	学校	1,980円	2,640円	4,150円
			学校以外	3,960円	5,280円	8,310円
	入場料等を 徴収する場 合	スポーツのため 使用する場合	学校	4,950円	6,600円	10,390円
			学校以外	9,900円	13,200円	20,790円
	一般公開日 における使 用の場合	個人	中学生以下	110円	110円	
			高校生及び一般	220円	220円	
		団体	中学生以下	1,100円	1,100円	
			高校生及び一般	2,200円	2,200円	
市民 プー	スポーツのため使用 する場合	学校	2,750円	3,300円	5,500円	
		学校以外	5,500円	6,600円	11,000円	

ル	一般公開日における 個人の使用の場合	中学生以下	2時間まで110円 2時間を超える1時間ごとに50円
		高校生及び一般	2時間まで220円 2時間を超える1時間ごとに110円
野 球 場	スポーツのため使用 する場合	学校	午前7時から午後9時までの間
			2時間まで880円 2時間を超える1時間ごとに440円
		学校以外	午前7時から午後9時までの間
			2時間まで1,760円 2時間を超える1時間ごとに880円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人及び団体の使用の場合については、この限りでない。
- 2 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人及び団体の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分②に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 4 この表において「団体」とは、構成員が11人以上のものをいう。
- 5 時間区分外に使用する場合の使用料は、時間区分②に掲げる額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人及び団体の使用の場合は、時間区分②の額とする。
- 6 市民プールの使用区分における学校には、児童福祉法（昭和22年法律第1

64号) 第39条に規定する保育所を含むものとする。

7 市民プール及び野球場の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

別表第6中「860円」を「880円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「510円」を「520円」に、「4,320円」を「4,400円」に改める。

別表第7中「750円」を「770円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「70,200円」を「71,500円」に、「97,200円」を「99,000円」に、「183,600円」を「187,000円」に、「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に改め、同表備考6中「540円」を「550円」に改める。

別表第8中「320円」を「330円」に、「860円」を「880円」に、「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に、「640円」を「660円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「430円」を「440円」に改める。

別表第9中「860円」を「880円」に、「430円」を「440円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「320円」を「330円」に、「640円」を「660円」に改める。

別表第10中「4,320円」を「4,400円」に改める。

別表第11中「320円」を「330円」に、「640円」を「660円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「2,060円」を「2,100円」に改める。

別表第12中「320円」を「330円」に改める。

別表第13中「860円」を「880円」に、「430円」を「440円」に、「1,720円」を「1,760円」に改める。

別表第14中「860円」を「880円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

鈴鹿市民会館条例の一部改正について

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市民会館の使用料を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市民会館条例（昭和43年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第12条第1項第3号」を「第12条第3号」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

1 ホール使用料

区分	種別		A	B
			入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が500円未満の場合	入場料等の最高額が500円以上の場合
平日	午前	午前9時から正午まで	9,900円	19,800円
	午後	午後1時から午後4時30分まで	16,500円	35,200円
	夜間	午後5時30分から午後10時まで	19,800円	44,000円
	全日	午前9時から午後10時まで	38,500円	88,000円
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（	午前	午前9時から正午まで	12,100円	24,200円
	午後	午後1時から午後4時30分まで	22,000円	50,600円
	夜間	午後5時30分か	26,400円	61,600円

以下「休日」とい う。)		ら午後10時まで		
	全日	午前9時から午 後10時まで	51,700円	127,600円

備考

- 1 次に掲げる場合の使用料は、入場料等の最高額が500円以上の場合であつてもAの使用料とする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校が主催し、その生徒が出演して文化的な音楽、演劇、映画、舞踊等を催す場合
 - (2) 会員組織の鑑賞団体が1年間に4回以上定期的に文化的な音楽、演劇、映画、舞踊等を催し、その後もその団体が同様の催しを行う場合
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が500円未満の場合であつてもBの使用料とする。
- 3 準備のために使用する場合又は練習のために舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 許可された使用時間を超えて使用する場合の使用料は、1時間につきこの表に定める額（午前及び午後を使用する場合にあつては午後の使用料の額、午後及び夜間又は全日を使用する場合にあつては夜間の使用料の額）の30パーセントの額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、30分未満の時間は切り捨て、30分以上1時間未満の時間は1時間とみなして計算するものとする。
- 5 上記のほか、市長が部分的使用を認めた場合の使用料は、その都度定める。

2 展示室使用料

種別		平日	土曜日、日曜日及び休日
区分			
午前	午前9時から正 午まで	3,300円	3,850円
午後	午後1時から午 後4時30分まで	3,300円	3,850円

夜間	午後 5 時30分か ら午後10時まで	3,300円	3,850円
全日	午前 9 時から午 後10時まで	8,800円	11,000円

備考

1 営利，営業，宣伝等の目的で使用する場合の使用料は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める値を乗じて得た額とする。

(1) 市内に居住し，又は事務所若しくは事業所を有するもの 2

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 2.5

2 許可された使用時間を超えて使用する場合の超過料金は，1の表備考4を適用する。

3 冷暖房設備使用料

区分		1 回の使用料
ホール	冷房	6,600円
	暖房	4,950円
展示室	冷房	1,320円
	暖房	1,320円

備考 冷暖房設備使用料は，午前，午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。

別表第2（第7条関係）

会館附属設備等使用料

設備器具等		単位	1 回の使用料	備考
舞台 設備	オーケストラピット	1 式	5,500円	椅子を含む。
	所作台	1 式	5,500円	
	能舞台	1 式	5,500円	
	山台	1 枚	110円	
	音響反射板	1 式	3,850円	
	大太鼓	1 式	220円	
	<small>びょうぶ</small> 金屏風	1 双	550円	

	銀屏風	1 双	550円	
	松羽目	1 式	330円	
	竹羽目	1 式	330円	
	毛せん	1 枚	110円	
	迫り	大小 1 式	2,750円	
	定式長座布団	1 枚	110円	
	大道具	1 組	330円	
	指揮者台	1 式	110円	譜面台を含む。
	譜面台	10本	110円	
	演台	1 式	110円	司会者台を含む。
	上敷	1 式	110円	
	コントラバス用椅子	1 台	110円	
ピアノ	フルコンサート (外国産)	1 台	11,000円	椅子を含む。調律料を含まない。
	フルコンサート (国産)	1 台	3,300円	椅子を含む。調律料を含まない。
	アップライト (リハーサル室用)	1 台	550円	椅子を含む。調律料を含まない。
照明 設備	ボーダーライト	1 列	770円	
	アッパーホリゾンライト	1 列	1,650円	
	ローアホリゾンライト	1 列	1,650円	
	シーリングスポットライト	1 列	2,200円	カラーフィルターを含まない。
	フロントサイドスポットライト	1 式	2,200円	カラーフィルターを含まない。1 階につき
	フットライト	1 列	770円	
	花道フットライト	1 列	660円	
	スポットライト	0.5 k W	1 台	160円

		1.0 kW	1 台	330円	
		1.5 kW	1 台	490円	
	クセノンピンスポットライト		1 台	990円	
	特殊効果器具		1 台	660円	
	電気受け口		1 口	110円	
	カラーフィルター		1 式	660円	
	ライトセット（ボーダーライト 2 列及びシーリングスポットライト）		1 式	2,750円	カラーフィルターを含まない。
音響 設備	拡声装置		1 式	1,980円	マイク 2 本付き
	拡声装置（展示室用）		1 式	1,320円	マイク 2 本付き
	マイク		1 本	380円	
	テープレコーダー		1 台	660円	
	ワイヤレスマイク		1 本	1,100円	
	3 点づくりマイク装置		1 式	1,100円	マイク付き
	ステレオマイク		1 本	1,100円	
	エレベーターマイク装置		1 台	550円	マイク付き
	ステージスピーカー		1 対	1,100円	
	跳ね返りスピーカー		1 対	550円	
	ソロスピーカー		1 台	550円	
	CDプレーヤー		1 台	660円	
	MDプレーヤー		1 台	660円	
	ダイレクトボックス		1 台	380円	
	サブミキサー		1 台	1,100円	
スク リー ン, 浴室 等	スクリーン		1 式	1,100円	
	浴室		1 室	660円	
	シャワー		1 室	660円	
	展示用パネル		1 式	550円	商品展示に使用する 場合

	机	1脚	110円	商品展示に使用する 場合
--	---	----	------	-----------------

備考

- 1 使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。
- 2 この表に定めがない設備の使用料については、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

鈴鹿市文化会館条例の一部改正について

鈴鹿市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市文化会館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市文化会館の使用料を改定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市文化会館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市文化会館条例（昭和63年鈴鹿市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「101,850円」を「106,700円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

施設名等		時間区分	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	午前9時から 午後9時30分 まで
けやき ホール	平日		6,600円	9,350円	13,200円	27,500円
	土曜日、日曜 日及び休日		8,250円	12,650円	17,600円	36,300円
楽屋（洋間）			660円	770円	770円	2,090円
楽屋（和室）			440円	550円	550円	1,430円
リハーサル室			990円	1,100円	1,210円	3,190円
さつきプラザ			4,290円	4,840円	5,390円	13,750円
調理室			2,200円	2,420円	2,750円	7,040円
会議室			5,830円	6,930円	8,030円	19,800円
第1研修室兼視聴覚室			2,310円	2,530円	2,860円	7,370円
第2研修室			1,650円	1,980円	2,200円	5,500円
第3研修室			1,540円	1,760円	1,980円	5,060円
第4研修室			770円	770円	880円	2,310円
第5研修室			770円	770円	880円	2,310円
音楽室			2,200円	2,530円	2,750円	7,150円

美術工芸室	2,310円	2,530円	2,860円	7,370円
陶芸室	1,320円	1,540円	1,760円	4,400円
和室	1,540円	1,760円	1,980円	5,060円
茶室	1,430円	1,650円	1,760円	4,620円

備考

- 1 午前9時から午後4時30分までの使用料は、午前及び午後の欄に掲げる額の合計額とし、午後1時から午後9時30分までの使用料は、午後及び夜間の欄に掲げる額の合計額とする。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合（直接又は間接を問わない。）等の使用料は、この表に定める額に次の表に掲げる値を乗じて得た額とする。

入場者1人当たりの徴収額の最高額	商業宣伝、営業又はこれらに類する場合	その他の場合
無料	2	1
無料（物品販売等）	2.5	1.3
1,000円以下	2	1.2
1,001円以上	2.5	1.3

- 4 鈴鹿市又は亀山市に居住し、又は事務所若しくは事業所を有するもの以外のものが使用する場合の使用料は、この表に定める額（3に該当する場合にあつては、その使用料の額）の1.5倍の額とする。
- 5 使用許可時間を超えて使用する場合（1時間以内の使用で後の使用に支障のない場合に限る。）の使用料は、直前の使用時間帯の使用料の30パーセントの額とする。
- 6 準備のために別の使用時間帯を使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額とする。
- 7 リハーサル又は練習のためにホールを使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額とする。

- 8 ホールの冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に冷房設備にあつては1,980円を、暖房設備にあつては1,870円を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 この表に定めがない施設の使用料は、類似する施設の額に準じて算出した額とする。

別表第2（第8条関係）

分類	設備名	単位	1回の使用料	備考
舞台設備	<small>びょうぶ</small> 金屏風	1 双	1,650円	
	銀屏風	1 双	1,650円	
	所作台	1 式	5,500円	花道用を含む。
	平台	1 枚	160円	
	松羽目	1 式	1,650円	
	竹羽目	1 式	1,650円	
	定式幕	1 式	550円	バトン付き
	振り落とし装置	1 式	1,100円	
	<small>しゃ</small> 紗幕	1 枚	1,100円	
	<small>ひ</small> 緋毛せん	1 枚	220円	
	地がすり	1 枚	1,100円	
	長座布団	1 枚	220円	
	舞台迫り	1 式	3,300円	
	めくり台	1 台	110円	
	大太鼓	1 式	1,100円	
	演台	1 式	1,100円	花台及び司会者台を含む。
	表彰盆	1 枚	550円	
音響反射板	1 式	6,600円	天井反射板ライト付き	

	ひな段用蹴込み	1 式	550円		
	指揮者台	1 台	550円	譜面台を含む。	
	楽士譜面台 (10本以上)	1 式	550円		
	コントラバス用椅子	1 脚	110円		
	浪曲台	1 台	550円	湯飲み台を含む。	
	講談台	1 式	550円		
	高座用座布団	1 枚	110円		
	バレー用ビニールシート	1 枚	330円		
	映写スクリーン	1 式	1,100円		
音響設備	拡声装置	1 式	2,200円	司会者用マイク及び演 台用マイク各 1 本付き	
	ワイヤレスマイク	1 本	1,100円		
	ウォールスピーカー	1 式	550円		
	跳ね返りスピーカー	1 対	1,100円	移動用	
	ステージスピーカー	1 対	1,100円		
	エレベーターマイク装置	1 台	1,100円	マイク付き	
	3点ぶりマイク装置	1 式	1,650円	マイク付き	
	エアモニターマイク装置	1 台	1,100円		
	カセットデッキ	1 台	1,100円		
	CDプレーヤー	1 台	1,100円		
	MDデッキ	1 台	1,100円		
	マイクロ	コンデンサー型	1 本	550円	
	ホン	ダイナミック型	1 本	440円	
		ポータブルミキサーA	1 台	1,100円	
		ポータブルミキサーB	1 台	550円	
照明設備	フットライト	1 列	770円		
	花道フットライト	1 列	660円		
	ボーダーライト	1 列	880円	カラーフィルターを含 まない。	

	アッパーホリゾントライト	1列	2,200円		
	ローホリゾントライト	1列	2,200円		
	フロントサイドスポットライト	1列	1,320円	カラーフィルターを含まない。	
	シーリングスポットライト	1列	2,200円	カラーフィルターを含まない。	
	シーリングピンスポットライト	1台	550円	カラーフィルターを含まない。	
	センターピンスポットライト	1台	550円	カラーフィルターを含まない。	
	カラーフィルター	1式	1,100円		
	ストリップライト	100W×4灯	1台	110円	
		100W×8灯	1台	220円	
	特殊効果器具	1台	770円		
	ライト類	0.5kW	1台	160円	カラーフィルターを含まない。
		1.0kW	1台	330円	カラーフィルターを含まない。
	ライトセット (ボーダーライト2列及びシーリングスポットライト)	1式	2,750円	カラーフィルターを含まない。	
陶芸室	七宝釜	1台	1,100円		
美術工芸室	蒸し器	1台	330円		
音楽室	ピアノ	1台	550円	椅子を含む。調律料を含まない。	
	ステレオ	1式	1,100円		
視聴覚室	映写機16ミリ	1式	1,650円	スクリーン及び映写台を含む。	

	スライドA		1 式	1,100円	スクリーン及び投影台を含む。	
	スライドB		1 式	550円	スクリーン及び投影台を含む。	
	レーザーポインター		1 台	1,100円		
	ビデオ		1 台	550円		
	プロジェクションテレビ		1 式	1,650円		
	オーバーヘッドプロジェクター		1 式	550円	スクリーン及び投影台を含む。	
	拡声装置		1 式	1,100円		
	拡声装置 (移動用)		1 式	110円		
茶室	茶道具		1 式	1,100円		
調理室	調理台		1 台	550円	調理具 1 式を含む。	
さつき プラザ	演台		1 台	550円	花台及び司会者台を含む。	
	展示用スポットライト		1 台	110円		
その他	ピアノ	フルコンサート	1 台	5,500円	椅子を含む。調律料を含まない。	
		セミコンサート	1 台	2,200円	椅子を含む。調律料を含まない。	
		アップライト	1 台	1,100円	椅子を含む。調律料を含まない。	
		ビデオプロジェクター		1 式	2,180円	DVDデッキ及びスクリーンを含む。
		電気受け口 (持込み器具)		1 k W	110円	1 k W未満は, 1 k Wとする。
		シャワー室		1 室	550円	
		長机		1 台	110円	
		パネル		1 枚	110円	

	パイプ椅子	1脚	50円	
--	-------	----	-----	--

備考

- 1 使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。
- 2 この表に定めがない設備の使用料は、類似する設備の額に準じて算出した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

議案第 22 号

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率等を改めるについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年鈴鹿市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の利率は、延滞の場合を除き、年1.5%（保証人を立てる場合又は据置期間中は、無利子）とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

第15条第1項中「又は半年賦元利均等償還」を「、半年賦元利均等償還又は月賦元利均等償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

鈴鹿市共同作業場条例の一部改正について

鈴鹿市共同作業場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市共同作業場条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市一ノ宮共同作業場の使用料を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市共同作業場条例の一部を改正する条例

鈴鹿市共同作業場条例（昭和54年鈴鹿市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「4,875,720円」を「4,966,010円」に改め、同条第2項中「算定する」を「算出した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする」に改める。

第6条中「,その他」を「その他の事由により」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課限度額及び減額の基準を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条中「58万円」を「61万円」に改める。

第35条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第17条及び第35条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第25号

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、一般廃棄物処理手数料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1, 105円」を「1, 125円」に, 「221円」を「225円」に, 「1, 570円」を「1, 600円」に, 「1, 040円」を「1, 060円」に, 「320円」を「330円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に収集運搬をしたし尿に係る手数料の額については, なお従前の例による。

鈴鹿市廃棄物処理施設条例の一部改正について

鈴鹿市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、技術管理者の資格の要件に専門職大学に係るものを追加することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

鈴鹿市廃棄物処理施設条例（平成5年鈴鹿市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鈴鹿市斎苑条例の一部改正について

鈴鹿市斎苑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市斎苑条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、斎苑使用料等を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市斎苑条例の一部を改正する条例

鈴鹿市斎苑条例（昭和33年鈴鹿市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「4, 100円」を「4, 180円」に改め、同条第2項中「は、霊柩自動車」を「に係る霊柩自動車の使用料は、前項」に、「減額するもの」を「控除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

別表中「胎盤等」の次に「の産汚物」を加え、「540円」を「550円」に、「21, 600円」を「22, 000円」に、「54, 000円」を「55, 000円」に改め、同表備考1中「母」を「父又は母」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表備考1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

議案第28号

鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴が谷運動広場の使用料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例（平成14年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 160円」を「2, 200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

議案第 29 号

鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市農村環境改善センターの使用料を改定する
について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「540円」を「550円」に、「860円」を「880円」に、「430円」を「440円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

鈴鹿市労働福祉会館条例の一部改正について

鈴鹿市労働福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市労働福祉会館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市労働福祉会館の使用料を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市労働福祉会館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市労働福祉会館条例（昭和50年鈴鹿市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第11条中「終った」を「終わった」に改める。

第12条中「滅失又はき損した」を「滅失し、又は毀損した」に改める。

別表を次のように定める。

別表（第6条関係）

時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後9時まで
大会議室	平日	4,950円	4,950円	6,600円	13,200円
	日曜日	6,600円	6,600円	8,580円	17,160円
中会議室	平日	2,470円	2,470円	3,300円	6,600円
	日曜日	3,300円	3,300円	4,290円	8,580円
第1会議室	平日	1,320円	1,320円	1,650円	3,300円
	日曜日	1,650円	1,650円	2,130円	4,290円
第2会議室	平日	1,650円	1,650円	1,980円	4,120円
	日曜日	2,130円	2,130円	2,470円	4,950円
第3会議室	平日	1,650円	1,650円	1,980円	4,120円
	日曜日	2,130円	2,130円	2,470円	4,950円
和室	平日	1,650円	1,650円	1,980円	4,120円
	日曜日	2,130円	2,130円	2,470円	4,950円

備考

- 1 営利，営業，宣伝等の目的で使用する場合の使用料は，この表に定める額を2倍した額とする。
- 2 使用者が本市に居住しない者であるときの使用料は，この表に定める額の50パーセントを加算した額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とする。
- 3 冷暖房設備の使用料は，次の表のとおりとし，午前，午後及び夜間の使用時間内を各1回として徴収する。

施設名	使用料
大会議室	1,730円
中会議室	820円
第1会議室，第2会議室，第3会議室及び和室	1室につき 480円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け，かつ，使用料を納付した者の使用料については，なお従前の例による。

鈴鹿市伝統産業会館条例の一部改正について

鈴鹿市伝統産業会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市伝統産業会館条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、伝統産業会館の使用料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市伝統産業会館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市伝統産業会館条例（昭和58年鈴鹿市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,430円」を「2,470円」に、「4,860円」を「4,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

鈴鹿市道路占用料徴収条例の一部改正について

鈴鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、道路の占用料を改定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

(別 紙)

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鈴鹿市道路占用料徴収条例（昭和44年鈴鹿市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108を乗じて」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加算して」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

鈴鹿市河川占用料徴収条例の一部改正について

鈴鹿市河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、準用河川に係る土地占用料を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

鈴鹿市河川占用料徴収条例（平成18年鈴鹿市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表備考5中「年額占用料をもって」を「占用料の年額を基礎として」に、「100分の108を乗じて」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加算して」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

鈴鹿市都市公園条例の一部改正について

鈴鹿市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市都市公園条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、都市公園の使用料を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市都市公園条例の一部を改正する条例

鈴鹿市都市公園条例（昭和43年鈴鹿市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

公園施設を設置し、又は管理する場合	年額	1平方メートル	1,200円
公園施設を設置する場合	年額	1平方メートル	600円
公園施設を管理する場合	年額	1平方メートル	660円

「240円」を「260円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「640円」を「660円」に改め、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

- 6 占用の許可の期間が1月未満であるときは消費税及び地方消費税を徴収し、この表の使用料の年額を基礎として計算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1月以上であるときは、消費税及び地方消費税は徴収しない。

別表第1備考7の次に次のように加える。

- 8 使用料の額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

鈴鹿市自転車駐車場管理条例の一部改正について

鈴鹿市自転車駐車場管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市自転車駐車場管理条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、自転車駐車場の利用料金の上限額を改定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市自転車駐車場管理条例の一部を改正する条例

鈴鹿市自転車駐車場管理条例（平成8年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,830円」を「2,880円」に、「2,090円」を「2,120円」に、「3,670円」を「3,730円」に、「7,860円」を「8,000円」に、「5,760円」を「5,860円」に、「9,960円」を「10,140円」に、「13,380円」を「13,620円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「25,740円」を「26,210円」に、「20,580円」を「20,960円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に利用の許可を受け、かつ、利用料金を納付した者の利用料金については、なお従前の例による。

議案第36号

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件に専門職大学に係るものを追加することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例（平成24年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、水道料金等を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道事業給水条例（平成9年鈴鹿市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の108を乗じて」を「消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を加算して」に改める。

第11条第3項中「100分の108を乗じて」を「消費税等に相当する額を加算して」に改める。

第24条を次のように改める。

（料金）

第24条 料金は、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額に消費税等に相当する額を加算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、公共下水道使用料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

鈴鹿市公共下水道条例（平成7年鈴鹿市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「100分の108を乗じて」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加算して」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

議案第39号

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、鈴鹿市農業集落排水処理施設使用料を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例（平成5年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の108を乗じて」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加算して」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

工事請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 工 事 名 牧田公民館・牧田地区市民センター建築工事
- 2 工 事 場 所 鈴鹿市平田東町1200番外
- 3 契 約 金 額 158,760,000円
- 4 契約の相手方 鈴鹿市三日市一丁目12番27号
鈴南建設株式会社
代表取締役 西山 富美子
- 5 工 期 議決の日から平成31年12月10日まで
(2019年12月10日)

提案理由

牧田公民館・牧田地区市民センター建築工事について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条第1項の規定により、この議案を提出する。

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
021174	庄野橋庄野共進線	庄野町字川久保	庄野町	1492.4
		庄野共進二丁目		11.5~42.5
031317	加佐登上野線	加佐登二丁目	加佐登町	1271.3
		上野町字野住		13.2~33.7
033316	加佐登三丁目 316 号線	加佐登三丁目	加佐登三丁目	63.4
		加佐登三丁目		6.0~9.5
033318	加佐登一丁目 318 号線	加佐登一丁目	加佐登一丁目	436.7
		加佐登町字宮戸		6.1~19.4
063846	南旭が丘三丁目 846 号線	南旭が丘三丁目	南旭が丘三丁目	56.3
		南旭が丘三丁目		6.0~9.5
063847	北江島町 847 号線	北江島町	北江島町	24.0
		北江島町		6.0~9.7
063848	中江島町 848 号線	中江島町	中江島町	48.4
		中江島町		6.0~9.2
083427	西条 427 号線	西条町字小六	西条町	27.0
		西条町字小六		6.0~13.0
123840	肥田 840 号線	肥田町字寺垣内	肥田町	48.9
		肥田町字寺垣内		6.0~14.0
123841	肥田 841 号線	肥田町字寺垣内	肥田町	21.7
		肥田町字寺垣内		6.0~12.2
123842	肥田 842 号線	肥田町字寺垣内	肥田町	23.1
		肥田町字寺垣内		4.5~7.2
143134	神戸二丁目 134 号線	神戸二丁目	神戸二丁目	26.7
		神戸二丁目		6.0~13.0
143135	神戸六丁目 135 号線	神戸六丁目	神戸六丁目	47.7
		神戸六丁目		4.6~6.7

153491	越知 491 号線	越知町字船ヶ谷	越知町	225.7
		越知町字船ヶ谷		5.0～ 9.0
153492	越知 492 号線	越知町字船ヶ谷	越知町	45.7
		越知町字船ヶ谷		5.0～ 5.0
163195	御菌 195 号線	御菌町字森ヶ坪	御菌町	1632.9
		越知町字西谷		9.5～ 9.5
163196	御菌 196 号線	御菌町字井場	御菌町	42.9
		御菌町字井場		5.5～ 5.5
211155	三畑高塚線	三畑町字北中大野	高塚町	1637.7
		高塚町字神垣		6.9～12.5

市道の廃止について
次の路線を廃止する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道廃止路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
021140	庄野汲川原線	庄野羽山二丁目	汲川原町	820.0
		汲川原町字河次		17.2～64.0
033261	津賀三畑線	津賀町字二ツ辻	津賀町	2160.0
		三畑町字北中大野		25.0～50.0
033305	高塚305号線	高塚町字神垣	高塚町	916.4
		津賀町字二ツ辻		5.5～14.5
033306	加佐登一丁目306号線	加佐登一丁目	加佐登一丁目	230.8
		加佐登一丁目		5.2～10.6